

政令第 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項から第五項まで、第六条第二項第三号、第十二条第一項第三号、第十五条第一項ただし書、第二十条第一項及び第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「(5)並びに(7)」を「(6)並びに(8)」に改め、同条第三号中「別表第一の表二の第二の(4)、(7)の1の項、(8)」を「別表第一の表二の第二の(5)の1の項、(8)の1の項」に、「(16)、(17)、(22)、(25)及び(26)」を「(17)、(21)、(22)、(30)、(34)及び(35)」に改める。

第五条の二第一号中「別表第五の1の項」を「別表第五の2の項」に改め、同条第二号中「別表第五の3の項」を「別表第五の4の項」に改める。

第五条の五中「別表第五の1の項」を「別表第五の2の項」に改める。

別表第一の表二の第一の六のイ中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) ほたる科	
1	<i>Luciola owadai</i> (クメジマボタル)

別表第一の表二の第一の六のハの(1)中4の項を5の項とし、3の項を4の項とし、2の項の次に次の一項を加える。

3	<i>Pithecopus fulgens tsushmanus</i> (ツシムクラボシジミ)
---	--

別表第一の表二の第一の六中ニを削り、ホをニとし、同表の第一の六に次のように加える。

ホ ばった田	
(1) ばった科	
1	<i>Celes skalozubovi akitanus</i> (アカハネバツタ)

別表第一の表二の第一の七のイの(1)に次の三項を加える。

15	<i>Satsuma amanoi</i> (アマンノヤマタカマイン)
16	<i>Satsuma hemihelvus</i> (ウラキヤマタカマイン)

17 *Satsuma iheyaensis* (イヘヤマタカマンイマン)

別表第一の表二の第一に次のように加える。

八 軟甲綱

イ 十脚目

(1) さわがに科

1 *Amamiku occulta* (カクレサワガニ)

2 *Geothelphusa levicervix* (トカシキオオサワガニ)

3 *Geothelphusa miyakoensis* (ミヤコサワガニ)

4 *Geothelphusa tenuimanus* (ヒメユリサワガニ)

別表第一の表二の第二の(1)中2の項を4の項とし、1の項を3の項とし、同項の前に次の二項を加える。

1 *Arisaema heterocephalum* ssp. *okinawense* (オキナワテンナンショウ)

2 *Pothos chinensis* (ユズノハカズラ)

別表第一の表二の第二中(26)を(35)とし、(25)を(34)とし、(24)を(32)とし、その次に次のように加える。

(33) いらくさ科

1 *Flatostema yonakuniense* (ヨナクニトキホコリ)

別表第一の表二の第二中(23)を(31)とし、(22)を(30)とし、(21)を(29)とし、(20)を(27)とし、その次に次のように加える。

(28) くろうめもどぎ科

1 *Rhamnus kanagusukui* (ヒメクロウメドギ)

別表第一の表二の第二中(19)を(26)とし、(18)を(23)とし、その次に次のように加える。

(24) ひめはぎ科

1 *Polygala longifolia* (リュウキユウヒメハギ)

(25) たで科

1 *Persicaria attenuata* ssp. *pulchra* (アラゲタデ)

2 *Persicaria japonica* var. *taitoinsularis* (ダイトウサクラタデ)

別表第一の表二の第二中(17)を(22)とし、(16)を(21)とし、(15)を(20)とし、同表の第二の(14)中20の項を25の項とし、

17の項から19の項までを五項ずつ繰り下げ、16の項を20の項とし、同項の次に次の一項を加える。

21 *Platanthera okuboi* (ハチジヨウツレサギ)

別表第一の表二の第二の(14)中15の項を18の項とし、同項の次に次の一項を加える。

19 *Odontochilus tashiroi* (オオギミラン)

別表第一の表二の第二の(14)中14の項を17の項とし、13の項を16の項とし、12の項を14の項とし、同項の次に次の一項を加える。

15 *Hetaeria oblongifolia* (オオカゲロウラン)

別表第一の表二の第二の(14)の11の項の次に次の二項を加える。

12 *Goodyera fumata* (ヤブミヨウガラン)

13 *Habenaria stenopetala* (ランオサギンク)

別表第一の表二の第二中(14)を(19)とし、(13)を(18)とし、(12)を(17)とし、(11)を(15)とし、その次に次のように加える。

(16) きんどうらのお科

1 *Ryssopterys timoriensis* (ササキカズラ)

別表第一の表二の第二中(10)を(12)とし、その次に次のように加える。

(13)  まめ科	
1	<i>Uraria picta</i> (ホソバフジボグサ)
2	<i>Vigna vexillata</i> var. <i>vexillata</i> (サクヤアカササゲ)
(14)  ゆり科	
1	<i>Chionographis koidzumiana</i> var. <i>kurokamiana</i> (クロカミシライトソウ)

別表第一の表二の第二中(9)を(11)とし、同表の第二の(8)に次の一項を加える。

2	<i>Tripterospermum distylum</i> (ハナヤマトルコソドク)
---	--

別表第一の表二の第二中(8)を(10)とし、(7)を(8)とし、その次に次のように加える。

(9)  どうだいぐさ科	
1	<i>Chamaesyce sparrmannii</i> (ボロジノニシキノウ)

別表第一の表二の第二の(6)中1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Cyrtomium macrophyllum</i> var. <i>microindusium</i> (クマヤブソテツ)
---	---

別表第一の表二の第二中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、同表の第二の(4)に次の一項を加える。

2 *Crepidiastrum lanceolatum* var. *daitoense* (ダイトウダク)

別表第一の表二の第二中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同表の第二の(2)中3の項を4の項とし、2の項の次に

次の一項を加える。

3 *Asplenium oligophlebium* var. *iezimaense* (イエジマチャセンダ)

別表第一の表二の第二の(2)に次の一項を加える。

5 *Hymenasplenium subnormale* (ウスイロホウビシダ)

別表第一の表二の第二中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) うまのすざぐさ科

1 *Asarum caudigerum* (オナガサイジン)

2 *Asarum okinawense* (ヒナカンアオイ)

別表第二の表二の第一の一のロの(3)中20の項を削り、21の項を20の項とし、22の項を削り、23の項を21の

項とし、24の項を22の項とし、同表の第一の一のハの(7)中2の項を3の項とし、同表の第一の一のハの(7)の

1の項中「スナメリ」を「ネオノオカホナ・ノオカホノイギス」に改め、同項を同表の第一の一のハの(7)の

2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	<i>Neophocaena asiakororientalis</i> (ヌナメリ)	昭和55年11月4日
---	---	------------

別表第二の表二の第一の一のりの(2)中「ハルナガバングエーターナ科」を「みみながバングエーターナ科」に改め、同表の第一の一の又の(1)の6の項を削り、同表の第一の一の中カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、同表の第一の一のルの(1)の5の項中「*Ateles geoffroyi panamensis*」を「*Ateles geoffroyi ornatus*」に改め、同表の第一の一のルの(3)中23の項を24の項とし、5の項から22の項までを一項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の一項を加える。

5	<i>Macaca sylvanus</i> (バーバリアマカク)	平成29年1月2日
---	-----------------------------------	-----------

別表第二の表二の第一の一のルの(8)を次のように改める。

(8) インドリ科		
1	インドリ科全種	昭和55年11月4日

別表第二の表二の第一の一の中ルをヲとし、又の次に次のように加える。

ル 右鱗目		
-------	--	--



(1) せんぎんこう科

1	<i>Manis crassicaudata</i> (インドセンザンコウ)	平成29年1月2日
2	<i>Manis culionensis</i> (マニス・クリオネンスイス)	平成29年1月2日
3	<i>Manis gigantea</i> (オオセンザンコウ)	平成29年1月2日
4	<i>Manis javanica</i> (マライセンザンコウ)	平成29年1月2日
5	<i>Manis pentadactyla</i> (コミセンザンコウ)	平成29年1月2日
6	<i>Manis temminckii</i> (サバンナセンザンコウ)	平成29年1月2日
7	<i>Manis tetradactyla</i> (オナガセンザンコウ)	平成29年1月2日
8	<i>Manis tricuspis</i> (キノボリセンザンコウ)	平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の二のロの(1)に次の一項を加える。

6	<i>Psittacus erithacus</i> (ヨウム)	平成29年1月2日
---	----------------------------------	-----------

別表第二の表二の第一の二のロの(3)の26の項中「(*Eunymphicus cornutus cornutus*) (*Eunymphicus cornutus*) (ユウニユンフイク

ス・コルヌトウス・コルヌトウス) 及び(*Eunymphicus cornutus uvaensis*) (ユウニユンフイクス・コルヌト

カス・ウヅアエエンスイヌ)を命ず。)」を削り、同表の第一の三の中(5)を(7)とし、(4)を(6)とし、(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、その前に次のように加える。

(3) やもり科	
1	<i>Cnemaspis psychedelica</i> (ゲンカクマルメスビユビヤモリ)
2	<i>Lygodactylus williamsi</i> (アオマルメヤモリ)
平成29年1月2日	
平成29年1月2日	

別表第二の表二の第一の三の中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1) あしなしとかげ科		
1	<i>Abronia anzuetoi</i> (アンズエトキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日
2	<i>Abronia campbelli</i> (キャンベルキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日
3	<i>Abronia fimbriata</i> (フサキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日
4	<i>Abronia frosti</i> (フロストキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日
5	<i>Abronia meledona</i> (メレドナキノボリアリゲータートカゲ)	平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の三のハに次のように加える。

(8) わにとかげ科	
1	<i>Shinisaurus crocodilurus</i> (ワニトカゲ) 平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の三のホの(7)の3の項中「*Chelonoidis nigra*」を「*Chelonoidis niger*」に改め、同表の第一の四のイの(1)中6の項を7の項とし、2の項から5の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の一項を加える。

2	<i>Arietophrynus channingi</i> (アリエトフリュヌス・カンニンギ) 昭和55年11月4日
---	---

別表第二の表二の第一の四のイの(2)を次のように改める。

(2) みなみがえる科	
1	<i>Telmatobius culleus</i> (チチカカミズガエル) 平成29年1月2日

別表第二の表二の第一の七中「ウツ鱧田鱧」を「ウツラカベム鱧」に改め、同表の第一の十のイに次のように加える。

(2) ケポリダエ科

1 Polymita属 (ポリユミタ属) 全種

平成29年1月2日

別表第二の表二の第二の(4)の9の項中「(Escobaria leei (エスコバリア・レイイ)を含む。)」を削り、  
同表の第二の(4)の10の項中「田舎子」のトコ「(Mammillaria pectinifera ssp. solisioides (マムミ  
ルリア・ペクチナイニフエラ・ソリスイオイス)を含む。)」を加え、同表の第二の(4)中11の項を削り、  
12の項を11の項とし、13の項から17の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の第二の(4)の18の項中「(Pediocac  
tus bradyi ssp. despaini (ペヂイオカクトウス・ブラヂユイ・デスパイニイ)及びPediocactus bradyi  
ssp. winkleri (ペヂイオカクトウス・ブラヂユイ・ウインクレリ)を含む。)」を削り、同項を同表の第  
二の(4)の17の項とし、同表の第二の(4)中19の項を18の項とし、20の項から22の項までを一項ずつ繰り上げ、  
23の項を22の項とし、同項の次に次の一項を加える。

23 Sclerocactus blainei (スクレロカクトウス・ブライネイ)

平成29年1月2日

別表第二の表二の第二の(4)中35の項を39の項とし、32の項から34の項までを四項ずつ繰り下げ、31の項を  
33の項とし、同項の次に次の二項を加える。

34	<i>Sclerocactus sileri</i> (スクレロカクトウス・スイレリ)	平成29年1月2日
35	<i>Sclerocactus wetlandicus</i> (スクレロカクトウス・ウエットラン ヂイクス)	昭和58年7月29日

別表第二の表二の第二の(4)中30の項を32の項とし、25の項から29の項までを二項ずつ繰り下げ、24の項の次に次の二項を加える。

25	<i>Sclerocactus brevispinus</i> (スクレロカクトウス・ブレザイン ピヌス)	昭和58年7月29日
26	<i>Sclerocactus cloverae</i> (スクレロカクトウス・クロヴェラエ )	平成29年1月2日

別表第二の表二の第二の(14)の1の項中「*Chrysalidocarpus decipiens* (クリュサリドカルプス・デキピエ  
ンス)」を「*Drypsis decipiens* (デュプスィス・デキピエンス)」に改め、同表の第二の(20)中2の項を削  
り、3の項を2の項とし、4の項を3の項とし、同表の第二の(20)に次の一項を加える。

4	<i>Zamia restrepoi</i> (ザミア・レストレポイ)	平成2年1月18日
---	-------------------------------------	-----------

別表第三の第一中(6)を(9)とし、(5)を(8)とし、(4)を(7)とし、同表の第一の(3)に次の一項を加える。

7 *Odontochilus tashiroi* (オオギハクラン)

別表第三の第一中(3)を(6)とし、(2)を(4)とし、その次に次のように加える。

(5) ゆり科

1 *Chionographis koidzumiana* var. *kurokamiana* (クロカミシライトソウ)

別表第三の第一中(1)を(3)とし、その前に次のように加える。

(1) さといも科

1 *Arisaema heterocephalum* ssp. *okinawense* (オキナワテンナンショウ)

(2) うまのすずくさ科

1 *Asarum caudigerum* (オナガサイシン)

2 *Asarum okinawense* (ヒナカンアオイ)

別表第四の第一の一中りをヌとし、へからちまでをトからりまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 有鱗目

1	せんざんこう料 鱗、皮	鱗を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、皮革製品
---	----------------	---

別表第五中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同項の前に次の一項を加える。

1	せんざんこう料 皮及びその加工品
---	---------------------

別表第六の19の項中「キューバ」を「ロロンビアのシムパタ湾マングローブ統合管理地区及びキューバ」に改め、同表の22の項中「メグネシア」の下に「、ムレーシア」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十九年一月二日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)
- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、国内希少野生動植物種としてクメジマボタル等を、国際希少野生動植物種としてインドセンザンコウ等をそれぞれ追加する等の必要があるからである。